第 50 号

令和7年度熊本県公債管理特別会計予算

令和7年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,202,461千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

		項		金額
産 収	入			492,43
		1 財産運用収	入	492,43
入	金			63,147,92
	-	1 一般会計繰入	金	42,026,92
		2 基 金 繰 入	金	21,121,00
	債			52,562,10
		1 県	債	52,562,10
歳	入	合 計		116,202,46
		債	入 金	入 金 1 一般会計繰入金 2 基 金 繰 入 金 債 1 県 債

歳	走 出								
		款				項		金	額
									千円
1	公	債	費						116,202,461
				1	公	債	費		116,202,461
		歳	出	合		計			116,202,461

第2表 地 方 債

起	債の目	的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
			千円	(借入先)	年5.0%	借入れの年から
				会社、その他	以内	据置期間を含め
				(借入方法)	(ただし、	30年以内
				証書借入又は証	利率見直し	半年賦元利均等
				券発行(他の地方	方式で借り	償還又は元金均等
				公共団体との共同	入れる資金	償還、満期一括償
				発行を含む。)	について、	還等
借	換	債	52,562,100	(その他)	利率の見直	ただし、県財政
				発行価格が額面	しを行った	の都合により、繰
				金額を下回るとき	後において	上償還をなし、又
				は、その発行差額	は、当該見	は借換えをするこ
				をうめるため必要	直し後の利	とができる。
				な金額を加算した	率)	
				額を限度額とする		
				ことができる。		